

## 新築マイホーム取得助成金のご案内

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築基準法に基づく建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を、基本25万円、最大55万円まで助成しています。

▼申請期限 住宅取得に伴う登記の日から1年以内

▼申請締め切り日 11月1日(月)

▼助成金額 25万円（最大55万円）

本助成金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、「広報とね5月号」または町公式ホームページをご覧になるか、政策企画課 地域振興係までお問い合わせください。

▼問い合わせ先 政策企画課 地域振興係

☎68・2211（内線332）

Email: chiki@town.tone.lg.jp



## 令和4年度利根町住民協働事業（住民提案型事業）の募集について



協働

### ▼住民協働事業とは

町民活動団体などが自らの問題意識のもと、町との協働により、地域課題の解決やより良いサービスの提供が可能となる事業を提案し、実施するものです。

### ▼補助の対象となる事業

左記の要件をすべて備えた事業が対象

#### ●公益性・必要性

団体が主体となって実施する事業であり、地域課題の解決や公共サービスの向上につながる事業

#### ●先駆性・発展性

工夫やアイデアがあり、交流人口の拡大や地域の活性化につながる事業

#### ●協働の効果・住民満足度

協働により、相乗効果が期待でき、また、住民の

## 「生活騒音」で周りの人に迷惑をかけていませんか？

### ▼生活騒音とは

皆さんが日常生活を送る上で出している音、それが生活騒音（生活音）です。

例えばピアノやテレビの音、足音や話し声などが生活騒音になります。同じ音であっても全く気にならない人、不快に感じる人もいるなどその人の感覚によって大きく感じ方が異なります。

### ▼「生活騒音」で周りの人に迷惑をかけていませんか？

生活騒音はお互いさまという考え方をもちつつ、それに甘えるのではなく一人ひとりのちょっとした気遣いや気配りでトラブルを防ぐことができます。特に窓を開ける機会が多い時期は、より配慮する必要があります。

### ▼解決に向けて

一般家庭から発生する生活騒音は、法律や条例による規制対象にはなっていません。その一方、生活騒音の発生源は日常生活の中にあるため、まったく出さないということもできません。ゆえに、一人ひとりが近所に配慮し、モラルを守るように気を付けていくことが大切です。

また当事者同士の日常的関係にも大きく左右されます。そのため、普段からのあいさつを心掛けるなど、良好な近所関係の構築に努めてください。

もし苦情を言われてしまったら感情的にならず、相手の話を真摯に受け止め、改善に努めてください。また、共同住宅であれば、管理者に相談するなどし、円満な解決を目指してください。

▼問い合わせ先 生活環境課 環境衛生係

☎68・2211（内線236）

## 野焼きやごみの焼却は禁止です!!

「ごみを燃やしていて臭いがひどい」「煙がひどく洗濯物が干せない」など、ごみの野外焼却、いわゆる「野焼き」に関する苦情が、季節を問わず多く寄せられます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で家庭ごみの野焼きは禁止されていますので、分別して町のごみ集積所に出すようお願いいたします。

次のような例外の場合もあります。ただし、風向き・風速・時間帯・一度に焼却する量など十分に配慮し、周辺の迷惑にならないように注意し、苦情が出た場合はただちに野焼きを中止してください。

### ▼野焼き禁止の例外

- ①風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
  - ②正月の「しめ縄」「門松」などを焚く行事など
  - ③農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
  - ④焼き畑、畔の草および下枝の焼却、農地における害虫駆除の焼却など
  - ⑤焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
  - ・落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤーなど
- ※その他、公共事業や災害に伴う応急時の焼却なども例外として認められています。

▼問い合わせ先 生活環境課 廃棄物対策係

☎68・2211（内線234）

ニーズに合った事業であり、住民の満足度が得られる事業

#### ●実現性・実施前提

提案団体が計画書どりに実現が可能な事業

※交流人口・地域交流、観光など様々な目的を持って町を訪れる人

#### ▼事業実施期間

令和4年4月から令和5年3月末日まで

#### ▼応募団体の要件

次の要件をすべて満たす団体

- ①主たる活動の場が町内にあること。
- ②5人以上の構成員を有し、その過半数が町内に在住・在勤または在学している方であること。
- ③団体の代表者および運営について、会則などで定められていること。

※団体とは、「町民活動団体」住民が自由な意思で集まり、自ら立てた規範に従って町民活動を行う団体。行政区や自治会などの一定地域に居住している人々の集団は除きます。

#### ▼補助金

より幅広い団体・事業の支援および補助期間終了後も事業提案団体が自立して事業を継続していけるようにするため、補助金額、補助期間などにより3つに分かれています。

#### ●住民提案型事業スタート型

※右記の応募団体の要件に加え、**設立から3年以内**の団体が実施する事業が対象になります。

※補助対象経費として、**備品の購入が認められます**。

※同一年度においてステップアップ型との併用は認められません。

#### ●住民提案型事業ステップアップ型

1～3年目 補助対象経費の10分の10（1年間あたり上限20万円）  
※スタート型の対象となる団体であっても、ステップアップ型から申請することも可能です。  
※備品の購入は、認められません。

#### ●住民提案型事業ステップアップII型

4～5年目 補助対象経費の2分の1（1年間あたり上限10万円）

※「住民提案型事業ステップアップI型」として3年間の補助を受けた事業が対象となります。したがって、令和4年度の募集はありません。

#### ▼事業提案の募集期間

10月1日(金)

#### ▼必要書類

事業提案書および事業計画などの提出が必要となります。詳細については「令和4年度住民協働事業募集要項」をご確認ください。

「令和4年度住民協働事業募集要項」および「申請書類一式」は、町公式ホームページからダウンロードできます。また、政策企画課、利根町文化センター、利根町図書館、利根町生涯学習センターにも設置しております。

#### ▼補助対象経費

補助対象経費は、「報償費」「人件費」「旅費」「印刷製本費」「食糧費」「通信運搬費」「保険料」「使用料及び賃借料」「業務委託料」「その他」となります。ただし、各項目において内容により対象外になる経費もありますのでご注意ください。

なお、スタート型のみ備品の購入も認められます。ステップアップI型およびII型では備品の購入は認められませんのでご注意ください。

#### ▼審査会

提出された事業提案書などに基づき「利根町住民協働事業審査会」にて審査を行います。

なお、審査に際し、ステップアップI型の提案事業については事業提案団体によるプレゼンテーションを実施していただく予定です。

審査会では、事業提案書などの書類審査およびプレゼンテーション（スタート型は書類審査のみ）の結果により、事業の採択または不採択を決定します。

▼問い合わせ先 政策企画課 地域振興係

☎68・2211（内線332）